

(案)

農業経営基盤強化の促進に関する

基本的な構想

令和8年 月

剣 淵 町

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	剣淵町の農業の概況	1
2	剣淵町の農業の現状と課題	1
3	農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向	1
(1)	基本的な考え方	1
(2)	効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間	2
(3)	新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間	2
(4)	効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保	2
(5)	農用地の利用集積と集約化	4
(6)	多様な農業経営の育成・確保	4
(7)	営農支援組織の育成・強化	4
4	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	4
(1)	新規就農の現状	4
(2)	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標	5
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	9
第4	第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	10
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	10
2	本町が主体的に行う取組	10
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	11
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	12
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	13
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	13
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	13

第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	14
1	第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	14
2	農用地利用改善事業の実施単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	15
(1)	農用地利用改善事業の実施の促進	15
(2)	区域の基準	15
(3)	農用地利用改善事業の内容	15
(4)	農用地利用規程の内容	15
(5)	農用地利用規程の認定	15
(6)	特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	16
(7)	農用地利用規程の特例	17
(8)	農用地利用規定の変更等	18
(9)	農用地利用改善団体の勧奨等	19
(10)	農用地利用改善事業の指導、援助	19
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	20
(1)	農作業の受委託の促進	20
(2)	農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等	20
4	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	20
(1)	農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	20
(2)	推進体制等	21
5	農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項	21
	附 則	21

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 剣淵町の農業の概況

剣淵町は、北海道の上川地方中央部よりやや北、名寄盆地の南端の天塩川上流部に位置し、明治32年に屯田兵の入植により開拓が始まって以来、積雪寒冷の厳しい気象条件の下でまちづくりが行われ、農業では近代的な技術の導入や大規模な土地改良などの推進を図ってきた。これにより、沃野化され恵まれた土地条件を活かした稲作・畑作・酪農を基幹とする農業生産が展開されてきている。

今後は、適切な輪作体系を保ちつつ、高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と集約的経営を展開する農家との間で労働力提供、農地の賃借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

2 剣淵町の農業の現状と課題

剣淵町の農業構造については、国営天塩川上流地区総合かんがい排水事業とこれに関連の道営は場整備事業の土地基盤整備などへの多大な投資による事業費償還の課題が継続して残っている。

一方、農業を取り巻く環境は厳しく、農産物価格の低迷、生産資材の高騰などによる農業経営への圧迫は、農家の経済力を低下させ、さらに農業政策の不安定な状況は、農業者に対し農業経営の先行きに不安感を抱かせている。このため、後継者・担い手不足、農業者の高齢化は深刻化しており、地域農業の発展に大きな影響を与えている。

こうした中で農地の使用貸借及び賃貸借を中心に担い手への農地の集積が進んでおり、緩やかな規模拡大が図られているものの、生産性の低い土地などは遊休地化していくことが懸念される。

今後は、土地利用型農業を志向する経営体と集約的農業を進める経営体との合理的組合せを地域レベルで実践し、地域農業の複合化を進め農業・農村の発展をめざす。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向

(1) 基本的な考え方

剣淵町農業が持続的に発展していくためには、関係機関が連携し、地域の実情に応じて、農業経営体が経営体質と生産基盤の強化を図りながら、農業所得の増大と6次産業化による農業経営の多角化の取組を推進するとともに、農業経営体を支える営農支援組織の育成を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保し、これらの担い手への農用地の利用集積・集約化を促進する。

また、持続可能な開発目標(SDGs)の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進する。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

農業が職業として選択できる魅力のあるものとするため、剣淵町の主たる従事者が、他産業従事者と遜色のない生涯所得を実現し得る年間農業所得を確保するとともに、他産業従事者並みの年間労働時間の水準を達成し得る効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

なお、目標とする所得水準及び労働時間は次のとおりとする。

目標年間農業所得	主たる従事者 1 人当たりおおむね 520 万円
目標年間労働時間	主たる従事者 1 人当たり 1,700～2,000 時間程度

※「主たる従事者」とは、農業経営において主体的な役割を担うものであり、業務内容や経営への関与状況を踏まえ、耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有することが明らかな者（家族経営においては代表者等、法人経営においては経営者や役員）のこと。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始 5 年後における所得水準及び労働時間は、(2) に定める水準をおおむね達成することを目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始 5 年後の所得水準は、おおむね 5 割の達成を目標とする。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

ア 認定農業者制度の活用

認定農業者制度の活用による効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターなど地域の関係機関・団体と連携した農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画の作成指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を活かすための家族経営協定等に基づく夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。

また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、担い手への農用地の利用集積・集約化やスマート農業技術の導入等の推進及び経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の活用を推進する。

イ 農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続、

財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、農業経営の法人化を推進するとともに、民間企業等の経営力や資本力を活かした地域の農業者・関係者との有機的な取組を推進する。

なお、令和 17 年度（2035 年度）における農業法人数を 5,600 経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、剣淵町の令和 17 年度における農業法人数の目標数を 15 経営体（令和 8 年 3 月現在：13 経営体）とし、農業経営の法人化を推進する。

ウ 集落営農の組織化・法人化の推進

経営規模が小さな水田地帯や、農業従事者の高齢化、担い手不足が深刻化し、地域農業を担う個別経営や法人経営の育成・確保が当面難しい地域においては、農用地利用改善団体等と連携して、地域の将来像についての話し合い活動を重ね、担い手を明確化し、農用地の利用集積・集約化の方向を定める取組を推進することにより、集落営農の組織化及び将来的な集落営農の法人化を推進する。

エ 新規就農者の育成・確保

剣淵町農業が、将来に向け持続的に発展していくためには、次代を担う新規就農者の育成・確保を図る必要があることから、学生と農業者との交流や若者の視点に立った Uターン就農対策などの新規就農への関心を高める取組や農業担い手育成センターによる就農に向けた情報提供、相談活動、親子間や第三者への円滑な経営継承に向けた取組などを推進する。

また、営農に必要となる資金の確保や技術の習得のほか、指導農業士や関係機関など地域が一体となって新規就農者をサポートする取組を推進する。

オ 経営感覚を備えた農業経営者の育成

農業大学校による研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導、青年農業者のネットワーク活動支援など、農業経営者としての資質向上に向けた取組を推進する。

また、農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保ができることから、法人経営の経営者となる人材の育成・確保を推進する。

カ 労働力不足への対応

農業従事者の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、地域の潜在的な人材や外国人材などの多様な人材の確保と、障がい者の社会参画と農業経営の発展の双方を実現する「農福連携」により、雇用

労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。

また、ロボット技術やICTの活用等、近年の進歩が著しく、構造的問題などの解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進する。

キ 女性農業者が活躍できる環境づくり

農業経営における女性参画の促進に向けて、家族経営協定の締結や認定農業者の夫婦共同申請、技術や経営など女性農業者の資質向上を図るとともに、女性農業者ネットワーク活動の強化や男女を問わず女性の活躍に向けた意識啓発を行うなど、女性農業者が能力を発揮できる環境づくりを進める。

また、地域をリードする女性農業者があらゆる活動に参画することができる環境づくりを推進する。

(5) 農用地の利用集積と集約化

「地域計画」の実現に向けて、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。

(6) 多様な農業経営の育成・確保

高収益作物やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化や、農畜産物の加工や直接販売、ファームインといった6次産業化による多角化など、自らの創意工夫を活かした多様な農業経営の育成・確保を図る。

(7) 営農支援組織の育成・強化

生産性の向上や労働負担の軽減など、地域で経営体を支える営農支援組織の強化と安定的な運営を図るため、スマート農業技術の導入による作業の効率化やオペレーターなどの人材確保に向けた取組を推進する。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

剣淵町の令和7年の新規就農者は3人であり、過去5年間ほぼ横ばいの状況となっているが、町の基幹産業である農業の維持・発展を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、剣淵町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引き上げるという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間480人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、剣淵町においては年間3人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で2増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、剣淵町の主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間及び、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、次のとおりとする。

目標とすべき 年間農業所得	主たる従事者1人当たりおおむね520万円
農外からの就農者や農家子弟のうち 親から独立した経営を開始する者	主たる従事者1人当たりおおむね260万円
目標とすべき 年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,700～2,000時間程度

※「主たる従事者」とは、農業経営において主体的な役割を担う者であり、業務内容や経営への関与状況等を踏まえ、耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有することが明らかな者（家族経営にいては代表者等、法人においては経営者や役員）のこと。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3の(2)に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、剣淵町及び又は周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、剣淵町における主要な営農類型についてこれを例示すると次のとおりである。

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 水稻専業	〔作付面積〕 ・ 水稻 15.0ha	〔資本装備〕 ・ トラクター (50ps) 1台 ・ 自脱型コンバイン (6条) 1台 ・ 田植機 (8条) 1台 ・ 乾燥機 (50石) 3台 ・ トラック (2t) 1台 ・ 農舎 (200㎡) 1棟	・ 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・ 青色申告の実施	〔家族労働〕 ・ 主従事者 1人 ・ 補助従事者 1人 ・ 休日制の導入 ・ 農繁期における臨時雇用従事者の確保
2 水稻＋畑作	〔作付面積〕 ・ 水稻 9.0ha ・ 秋播小麦 4.0ha ・ 大豆 4.0ha ・ 小豆 2.0ha ・ 菜豆 3.0ha 経営面積計 22.0ha	〔資本装備〕 ・ トラクター (50ps) 1台 ・ 汎用コンバイン 共同 ・ 田植機 (8条) 共同 ・ 乾燥機 (50石) 2台 ・ スプレーヤー 共同 ・ 総合播種機 1台 ・ トラック (2t) 1台 ・ 農舎 (200㎡) 1棟	・ 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・ 青色申告の実施	〔家族労働〕 ・ 主従事者 1人 ・ 補助従事者 1人 ・ 休日制の導入 ・ 農繁期における臨時雇用従事者の確保
3 水稻＋畑作＋野菜	〔作付面積〕 ・ 水稻 8.0ha ・ 秋播小麦 4.0ha ・ 大豆 3.0ha ・ 小豆 2.0ha ・ 馬鈴しょ (食用) 3.0ha ・ 野菜 2.0ha 経営面積計 22.0ha	〔資本装備〕 ・ トラクター (50ps) 1台 ・ 汎用コンバイン 共同 ・ 田植機 (8条) 共同 ・ 乾燥機 (50石) 2台 ・ トラック (2t) 1台 ・ ポテトハーベスター 共同 ・ 総合播種機 1台 ・ ポテトプランター 共同 ・ スプレーヤー 共同 ・ 農舎 (200㎡) 1棟 〔その他〕 ・ 馬鈴しょは農協により共選	・ 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・ 青色申告の実施	〔家族労働〕 ・ 主従事者 1人 ・ 補助従事者 1人 ・ 休日制の導入 ・ 農繁期における臨時雇用従事者の確保
4 畑作専業	〔作付面積〕 ・ 秋播小麦 8.0ha ・ 大豆 4.0ha ・ 小豆 1.5ha ・ てん菜 3.0ha ・ 馬鈴しょ (澱源・加工) 12.0ha ・ 菜豆 1.5ha 経営面積計 30.0ha	〔資本装備〕 ・ トラクター (60ps) 1台 ・ トラック (4t) 1台 ・ ポテトプランター 共同 ・ 総合播種機 共同 ・ スプレーヤー 共同 ・ 汎用コンバイン 共同 ・ ビートハーベスター 共同 ・ マニアスプレッター 共同 ・ ポテトハーベスター 共同 ・ 農舎 (200㎡) 1棟 〔その他〕 ・ 小麦の乾燥調整は農協に委託	・ 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・ 青色申告の実施	〔家族労働〕 ・ 主従事者 1人 ・ 補助従事者 2人 ・ 休日制の導入 ・ 農繁期における臨時雇用従事者の確保

5 畑作＋ 野菜	[作付面積] ・秋播小麦 6.0ha ・大豆 4.0ha ・小豆 1.0ha ・菜豆 1.0ha ・てん菜 2.0ha ・馬鈴しょ (生食用) 3.0ha ・南瓜 6.0ha 経営面積計 23.0ha	[資本装備] ・トラクター (50ps) 1台 ・汎用コンバイン 共同 ・トラック (4t) 1台 ・ビートハーベスター 共同 ・ポテトハーベスター 共同 ・ポテトプランター 共同 ・スプレーヤー 共同 ・総合播種機 共同 ・農舎 (200 m²) 1棟 [その他] ・馬鈴しょは農協共選	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	[家族労働] ・主従事者 1人 ・補助従事者 2人 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
6 野菜＋ 畑作	[作付面積] ・秋播小麦 3.0ha ・大豆 3.0ha ・小豆 1.0ha ・馬鈴しょ (生食用) 2.0ha ・野菜 1.0ha ・南瓜 6.0ha 経営面積計 16.0ha	[資本装備] ・トラクター (50ps) 1台 ・汎用コンバイン 共同 ・トラック (2t) 1台 ・ポテトハーベスター 共同 ・ポテトプランター 共同 ・スプレーヤー 共同 ・総合播種機 共同 ・農舎 (200 m²) 1棟 [その他] ・小麦の乾燥調整は農協に委託	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	[家族労働] ・主従事者 1人 ・補助従事者 2人 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
7 施設園芸	[作付面積] ・ミニトマト 0.2ha ・アスパラガス 0.8ha 経営面積計 1.0ha	[資本装備] ・トラクター (40ps) 1台 ・ハウス (100 坪) 6棟 ・灌水ポンプ 1台 ・農舎 (100 m²) 1棟	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	[家族労働] ・主従事者 1人 ・補助従事者 1人 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
8 酪農専業	[作付面積] ・牧草 30.0ha ・青刈トウモロコシ 7.0ha 経営面積計 37.0ha [飼養頭数] ・経産牛頭数 40頭	[資本装備] ・トラクター (60ps) 1台 ・トラクター (90ps) 1台 ・トラック (4t) 1台 ・牧草収穫機 (一式) 個人 ・バルククーラー (3t) 一式 ・成牛舎 (500 m²) 1棟 ・育成牛舎 (310 m²) 1棟 ・バンカーサイロ (310 m²) 1棟 ・堆肥舎 (200 m²) 1棟	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	[家族労働] ・主従事者 1人 ・補助従事者 2人 ・酪農ヘルパー有効活用 ・休日制の導入

〔組織経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 水稻＋ 畑作＋野菜	〔作付面積〕 ・水稻 15.0ha ・秋播小麦 8.0ha ・大豆 6.0ha ・小豆 4.0ha ・菜豆 3.0ha ・馬鈴しょ 5.0ha （食用・加工） ・野菜 2.0ha ・南瓜 2.0ha 経営面積計 45.0ha 〔構成戸数〕 3 戸	〔資本装備〕 ・トラクター（40ps～90ps） 3 台 ・汎用コンバイン 1 台 ・田植機（8 条） 1 台 ・乾燥機（42 石） 4 台 ・トラック（4 t） 1 台 ・ポテトプランター 1 台 ・ポテトハーベスター 1 台 ・総合播種機 1 台 ・スプレーヤー 1 台 ・農舎（363 m ² ） 1 棟	・パソコンによる経営 ・作業計画 ・財務・労務管 ・ほ場管理	〔労働力〕 ・主従事者 3 人 ・補助従事者 4 人 ・定期的な休日体制が確保できる労務管理の確立

注）なお、この指標は、あくまでも主要な営農類型について示したものであり、農業経営改善計画の認定にあたっては、この指標以外の類型についても、本構想の趣旨を達成できるものであれば、その対象とするものである。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3の(3)に示した目標を達成しうる青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2に定めるものと同様である。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、指標を例示すると次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
1 水稻＋畑作	[作付面積] ・水稻 6.0ha ・秋播小麦 3.0ha ・大豆 3.0ha ・菜豆 3.0ha 経営面積計 15.0ha	[資本装備] ・トラクター (50ps) 1台 ・汎用コンバイン 共同 ・田植機 (6条) 共同 ・トラック (2t) 1台 ・総合播種機 1台 ・スプレーヤー 共同 ・農舎 (200 m ²) 1棟 [その他] 麦・米の乾燥調製は調製施設を利用	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。(パソコンの利用) ・青色申告の実施	[家族労働] ・主従事者 1人 ・補助従事者 1人 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
2 野菜＋畑作	[作付面積] ・大豆 3.0ha ・馬鈴しょ (食用) 2.0ha ・野菜 1.0ha ・南瓜 3.0ha 経営面積計 9.0ha	[資本装備] ・トラクター (50ps) 1台 ・トラック (4t) 1台 ・ポテトハーベスター 共同 ・ポテトプランター 共同 ・スプレーヤー 共同 ・総合播種機 共同 ・農舎 (200 m ²) 1棟 [その他] 麦の乾燥調製は調製施設を利用、馬鈴しょは農協共選	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。(パソコンの利用) ・青色申告の実施	[家族労働] ・主従事者 1人 ・補助従事者 2人 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
3 施設園芸	[作付面積] ・ミニトマト 0.2ha ・アスパラガス 0.3ha 経営面積計 0.5ha	[資本装備] ・トラクター (40ps) 1台 ・ハウス (100坪) 4棟 ・灌水ポンプ 1台 ・農舎 (100 m ²) 1棟	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	[家族労働] ・主従事者 1人 ・補助従事者 1人 ・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

- ・ 剣淵町の主要な農産物である小麦・大豆・馬鈴しょなどの農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、北海道農業経営・就農支援センター、上川農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。
- ・ また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。
- ・ 更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。
- ・ 加えて、剣淵町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 本町が主体的に行う取組

- ・ 本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、上川農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行えるよう剣淵町が主体となって、農業委員会、農業協同組合、上川農業改良普及センター等の関係団体が連携した、剣淵町農業担い手支援センターにおいて、農業を担う者の受入れから定着まで必要となるサポートを一元的に実施する。

- ・ 本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や道による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。
- ・ 剣淵町が主体となって北海道立農業大学校や上川農業改良普及センター、地域連携推進員、農業委員、指導農業士、北ひびき農業協同組合等と連携・協力して研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回による指導や年1回程度の面談を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。
- ・ 新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。
また、生産物の販路の確保に関してアドバイスを行うなどの支援を行う。また、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。
- ・ 青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、経営体育成支援事業、強い農業づくり総合支援交付金等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

- ・ 本町は、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。
 - ① 農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
 - ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。
- ・ 就農に向けた情報提供及び就農相談については剣淵町農業担い手育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては上川農業改良普及センター、JA組織、剣淵町の認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機

構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

- ・ 本町は、剣淵町農業担い手支援センター及び農業協同組合、関係機関と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、北海道及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。
- ・ 農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市町村の区域内において後継者がいない場合は、北海道及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、北海道農業公社、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。
- ・ 公益財団法人北海道農業公社や上川農業改良普及センター、北ひびき農業協同組合などと連携しながら、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。
- ・ 生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

剣淵町農業の持続的な発展を図るため、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受託面積を含む。）の集積に関する目標を、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する 農用地の利用の集積に関する目標	備 考
剣淵町農用地面積の95%程度	

（注）「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」は、おおむね10年後（R17）を見通して設定し、この場合、農用地の利用には利用権の設定等を受けたもののほか、水稻においては基幹3作業（耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀）の全てを受託している面積、その他の作目においては主な基幹作業を受託している面積を含めるものとします。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- ・ 剣淵町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画のブラッシュアップを通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。
- ・ 中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進める。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

剣淵町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

剣淵町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

- ・ 協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、町の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。
- ・ 参加者については、農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。
- ・ 協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林課に設置する。
- ・ 農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。
- ・ 町は、地域計画の策定に当たって、北海道・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

剣淵町は、地域農業関係者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域農業関係者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

(2) の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規程を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、

定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 4 号の認定申請書を剣淵町に提出して、農用地利用規程について剣淵町の認定を受けることができる。

- ② 剣淵町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 剣淵町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を剣淵町公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する。

- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であることと見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第 9 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業

の委託に関する事項

- ③ 剣淵町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

（７）農用地利用規程の特例

- ① （５）の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（６）の②に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 認定農業者の氏名又は名称及び住所
- イ 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項
- ウ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- エ その他農林水産省令で定める事項
- ③ 剣淵町は、①の規定により定められる農用地利用規程の申請があったときは、その旨を剣淵町公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告し、当該農用地利用規程を当該公告の日から２週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係人は、当該縦覧期間満了日までに当該農用地利用規程について、剣淵町に意見書を提出することができる。
- ④ 剣淵町は、①に規定する農用地利用規程について申請があった場合、（５）の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、剣淵町は（５）の①の認定を

行う。

ア 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき1の(8)の権利を有する者(以下「所有者」という。)の三分の二以上の同意が得られていること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。

- ⑤ ①に規定する事項が定められている農用地利用規程について、認定を受けた場合には、当該農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等(農地中間管理機構を除く。)は、当該農用地利用規程において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用貸借による権利その他の農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号以下「施行規則」という。)第21条の4で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。
- ⑥ ①の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考量し、算出する。
- ⑦ ①の農用地利用規程の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年とする。
- ⑧ ①の認定を受けた団体は、毎年3月に農用地利用改善事業の実施状況に関し、必要な報告をすることとする。

(8) 農用地利用規定の変更等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、剣淵町の認定を受けるものとする。ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則第21条の5で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合はこの限りではない。
- ② 認定団体は、①のただし書きの場合(施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を剣淵町に届け出るものとする。
- ③ 剣淵町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程(①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの)に従って農用

地利用改善事業を行っていないことその他政令第 13 条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- ④ (5) の②及び(6) の③並びに(7) の③及び(7) の④の規定は①の規定による変更の認定について、(5) の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(9) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(10) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 剣淵町は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。
- ② 剣淵町は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

剣淵町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、その調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

ア 剣淵町は、剣淵町総合計画・剣淵町農業振興計画等に基づく先進農業の展開を図るために計画した諸施策の整合性を図り農村の活性化、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

イ 剣淵町は農業生産基盤整備の促進をし、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

ウ 剣淵町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。さらに転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農発展に資するよう努める。

エ 剣淵町は、農業集落排水事業等の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ 剣淵町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

剣淵町は、農業振興推進会議において、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1 で掲げた目標や第 2、第 3 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を推進する。

② 農業委員会及び関係団体の協力

農業委員会、農業協同組合及び農業改良普及センター、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、農業振興推進会議等のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、剣淵町は、このような協力の推進に配慮する。

5 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

(1) 剣淵町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 剣淵町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、令和 4 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、令和 5 年 9 月 22 日から施行する。
- 2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。